大阪府条例第七十

大阪府屋外広告物条例の一部を改正する条例

うに改正する。 阪 府屋外広告物条例 (昭和二十四年大阪府条例第七十九号) \mathcal{O} 部を次 のよ

う \mathcal{O} 表 の改正前 正する。 \mathcal{O} 欄 に掲げる規定を同表 0 改正後の 欄に掲げる規定に傍線で示

	後	後
-	-	第二十五条の二(略)
	景観行政団体である市町村が処理する事務の	
	二十五条の	二十五条の二

- る。
 それぞれ当該市、町又は村が処理することとすたれぞれ当該市、町及び村の区域に係るものは、市を除く。)、町及び村の区域に係るものは、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市及び東大阪枚方市、茨木市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、る市(大阪市、堺市、豊中市、
- 3 することとする。 って茨木市の区域に係るものは、茨木市が処理法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であー―二十一 (略)
- に関する事務一法第七条第二 一 法第 法第七条第 項の 項の規定による措置の 規定による命令に関す 実施
- 法第七条第三 項の規定による措置の 実施
- 務札等 |札等、広告旗及び立看板等の除却に関する事|| 法第七条第四項の規定によるはり紙、はり及び費用の徴収に関する事務
- 条第 項 0 規定による保管に関す
- る事法第第 八条第二項の 規定による公示に関す
- 七 る事務 る事務

 「法第八条第四項の規定による廃棄に関すの売却した代金の保管に関する事務」
 の売却した代金の保管に関する事務

当該市、町又は村が処理することとする。く。)、町及び村の区域に係るものは、それぞれ枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除る市(大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、 高に 高槻市、 をすっ

- 一一二十一 (略)
 一十二十一 (略)
 一十二十一 (略) 2